

付 議 第 3 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 28 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「413,300円」を「413,800円」に改め、同項第2号中「67,300円」を「67,400円」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(次条において「行7級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

第10条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(行7

級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「その職員は」を「その職員は、」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「場合」を「場合(行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「至った場合」を「至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」を「に扶養親族(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」に、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族」を「行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行7級以上職員等が行7級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級以上職員等以外のものが行7級以上職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間に

ある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の149.5」を「100分の157」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の149」を「100分の153」に、「100分の157」を「100分の153」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の149.5」を「100分の157」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の149」を「100分の153」に、「100分の157」を「100分の153」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第4条の規定により管理職手当が支給される職員の職のうち管理者が指定する職にある者に対しては、支給しない。

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「を含む」を「を含む。以下同じ」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

第9条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「次に掲げる者で、」を「、次に掲げる者で」に、「職員」を「その職員」に改め、同項第1号中「同一の事情」を「同様の事情」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第14条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第23条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第11条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

る。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある警8級以上職員等が警8級以上職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で警8級以上職員等以外のものが警8級以上職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定並びに次項から附則第4項まで及び附則第15項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の職員の条例」という。）、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）、第8条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の公立学校職員の条例」という。）及び第10条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条

例の規定による期末手当の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第8条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第10条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後職員給与条例」という。)第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。)については11,500円(行7級以上職員等(第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。)にあっては、8,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあってはそのうち1人については1万円、行7級以上職員等に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあってはそのうち1人については8,500円)」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族(行7級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者があ

る場合を除く。)

」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限

る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円（行7級以上職員等（第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあっては、5,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあってはそのうち1人については9,000円、行7級以上職員等にあっては5,000円）」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（行7級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については8,500円（行7級以上職員等（第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、2,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に

つき9,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつてはそのうち1人については8,000円、行7級以上職員等にあつては2,000円）」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号の

いずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

8 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用せず、同条の規定による扶養手当の支給については、第2条改正後職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第9条改正後公立学校職員給与条例」という。）第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については11,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

10 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第9条改正後公立学校職員給与条例第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養

親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

11 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第9条改正後公立学校職員給与条例第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族た

る子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。)については8,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,500円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(同条において「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員と

なった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

12 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第11条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「第11条改正後警察職員給与条例」という。）第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については11,500円（警8級以上職員等（第1項ただし書に規定する警8級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、8,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（警8級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつてはそのうち1人については1万円、警8級以上職員等に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつてはそのうち1人については8,500円）」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

13 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第11条改正後警察職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円(警8級以上職員等(第1項

ただし書に規定する警8級以上職員等をいう。以下この項において同じ。) にあつては、5,000円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) については1人につき8,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,500円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(警8級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円、警8級以上職員等にあつては5,000円)」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第1項中「扶養親族(警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第2項中「扶養親族(警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそ

の職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警 8 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（警 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 14 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第11条改正後警察職員給与条例第10条第 1 項ただし書並びに第11条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（次条第 3 項において「扶養親族たる配偶者」という。）については 8,500円（警 8 級以上職員等（第 1 項ただし書に規定する警 8 級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、2,000円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 9,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,500円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500円（警 8 級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつてはそのうち 1 人については 8,000円、警 8 級以上職員等にあつては 2,000円）」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第 1 項中「扶養親族（警 8 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警 8 級以上職員等から警 8 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは

「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないも

のが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（人事委員会規則等への委任）

- 15 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成28年12月期及び平成29年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第23条及び警察職員の給与に関する条例第22条関係）

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成28年度			平成29年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
		勤勉手当	月 0.70	月 0.70	月 1.40	月 0.70	月 0.80	月 1.50	月 0.75	月 0.75	月 1.50
		計	月 1.90	月 2.05	月 3.95	月 1.90	月 2.15	月 4.05	月 1.95	月 2.10	月 4.05
	特定幹部職員	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15
		勤勉手当	月 0.90	月 0.90	月 1.80	月 0.90	月 1.00	月 1.90	月 0.95	月 0.95	月 1.90

		計	月 1.90	月 2.05	月 3.95	月 1.90	月 2.15	月 4.05	月 1.95	月 2.10	月 4.05
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375
		勤勉手当	月 0.35	月 0.35	月 0.70	月 0.35	月 0.40	月 0.75	月 0.375	月 0.375	月 0.75
		計	月 0.99	月 1.085	月 2.075	月 0.99	月 1.135	月 2.125	月 1.015	月 1.11	月 2.125
	特定幹部職員	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175
		勤勉手当	月 0.45	月 0.45	月 0.90	月 0.45	月 0.50	月 0.95	月 0.475	月 0.475	月 0.95
		計	月 0.99	月 1.085	月 2.075	月 0.99	月 1.135	月 2.125	月 1.015	月 1.11	月 2.125
特定任期付職員	期末手当	月 1.49	月 1.495	月 2.985	月 1.49	月 1.57	月 3.06	月 1.53	月 1.53	月 3.06	
任期付研究員	期末手当	月 1.49	月 1.495	月 2.985	月 1.49	月 1.57	月 3.06	月 1.53	月 1.53	月 3.06	

(2) 初任給調整手当の改定（職員の給与に関する条例第9条の2関係）

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を413,800円（現行 413,300円）に引き上げること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を67,400円（現行 67,300円）に引き上げること。

(3) 扶養手当の改定（職員の給与に関する条例第10条、公立学校職員の給与に関する条例第13条及び警察職員の給与に関する条例第10条関係）

ア 子以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を1人につき6,500円とし、子に係る扶

養手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、5,000円を加算する前の額）を1人につき1万円とすること。

イ 職員に配偶者がいない場合にあっては、扶養親族のうち1人に係る扶養手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

ウ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行7級以上職員等」という。）に対しては、扶養手当（扶養親族たる子に係るものを除く。）を支給しないこととすること。

エ 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に支給する扶養手当に関する特例について、次の表のとおりとすること。

扶養親族		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
		配偶者	(ア) (イ)以外の職員	13,000円	11,500円	10,000円	8,500円
	(イ) 行7級以上職員等	13,000円	8,500円	5,000円	2,000円	不支給	
子			6,500円	7,500円	8,500円	9,500円	10,000円
父母等	(ア) (イ)以外の職員		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	(イ) 行7級以上職員等		6,500円	6,500円	5,000円	2,000円	不支給
職員に配偶者がいない場合の1人目	子		11,000円	11,000円	10,500円	10,500円	10,000円
	父母等	(ア) (イ)以外の職員	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	6,500円
		(イ) 行7級以上職員等	11,000円	8,500円	5,000円	2,000円	不支給

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、2の(1)の平成28年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは、公布の日から施行し、同年12月1日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

27 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 略

| 3 ~ 5 略

新 旧 対 照 表

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4） 60歳以上の父母及び祖父母

（5） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親

（第9条関係）

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同一の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3） 60歳以上の父母及び祖父母

（4） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親

族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、

族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定

扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族た

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく

る子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく

は失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

は失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、公立学校職員の給与に関する条例（以下「公立学校職員の条例」という。）の一部を改正し、教職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

2 主な改正の内容

(1) 期末手当及び勤勉手当（引き上げは勤勉手当のみ）

ア 一般の教職員の年間支給月数を3.95月から4.05月（+0.10月）とする。

[公立学校職員の条例第23条第2項第1号]

区分		6月	12月	合計
現行		期末手当 1.20 勤勉手当 0.70 計 1.90	期末手当 1.35 勤勉手当 0.70 計 2.05	期末手当 2.55 勤勉手当 1.40 計 3.95
改正後	平成28年度	期末手当 1.20 勤勉手当 0.70 計 1.90	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 <u>2.15</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.50</u> 計 <u>4.05</u>
	平成29年度以降	期末手当 1.20 勤勉手当 <u>0.75</u> 計 <u>1.95</u>	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.75</u> 計 <u>2.10</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.50</u> 計 <u>4.05</u>

イ 再任用職員の年間支給月数を2.075月から2.125月（+0.05月）とする。

[公立学校職員の条例第23条第2項第2号]

区分		6月	12月	合計
現行		期末手当 0.640 勤勉手当 0.350 計 0.990	期末手当 0.735 勤勉手当 0.350 計 1.085	期末手当 1.375 勤勉手当 0.700 計 2.075
改正後	平成28年度	期末手当 0.640 勤勉手当 0.350 計 0.990	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.400</u> 計 <u>1.135</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.750</u> 計 <u>2.125</u>
	平成29年度以降	期末手当 0.640 勤勉手当 <u>0.375</u> 計 <u>1.015</u>	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.375</u> 計 <u>1.110</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.750</u> 計 <u>2.125</u>

(2) 扶養手当〔公立学校職員の条例第13条〕

ア 支給額の改定

配偶者に係る手当額 13,000円 → 6,500円

子に係る手当額 6,500円 → 10,000円

※15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、5,000円を加算する。

イ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止する。

子に係る手当額 11,000円 → 10,000円

父母等に係る手当額 11,000円 → 6,500円

ウ 教職員の扶養手当の経過措置額

(単位：円)

扶養親族		年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者		13,000	11,500	10,000	8,500	6,500
子		6,500	7,500	8,500	9,500	10,000
父母等		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
職員に配偶者がいない場合の1人目	子	11,000	11,000	10,500	10,500	10,000
	父母等	11,000	10,000	9,000	8,000	6,500

3 施行期日等

(1) 2 (1) の表中の「平成28年度」については、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

2 (1) の表中の「平成29年度以降」については、平成29年4月1日から施行する。

(2) 2 (2) については、平成29年4月1日から施行する。